

議案第76号

関市職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について

関市職員の給与の臨時特例に関する条例を次のとおり制定するものとする。

平成25年6月21日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

職員の給与を臨時に減額するため、この条例を定めようとする。

関市職員の給与の臨時特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、この条例の施行の日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）において、職員の給料その他の給与を臨時に減ずる措置を講ずるため、関市職員の給与に関する条例（昭和33年関市条例第20号）等の特例を定めるものとする。

(関市職員の給与に関する条例の特例)

第2条 特例期間においては、関市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第3条第1項各号に掲げる給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。以下同じ。）に対する給与月額（当該職員が給与条例附則第13項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同項本文の規定により半額を減ぜられた給与月額をいう。以下同じ。）の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める割合（教育職給料表に掲げる職務の級が2級である職員で給与条例第22条第5項の規定により期末手当基礎額の加算を受ける職員のうち、同項の規則で定める割合が100分の5又は100分の10の割合の加算を受ける者にあつては100分の5.7の割合、その他の者にあつては100分の3.5の割合）（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

給料表	職務の級	割合
行政職給料表	2級以下	100分の3.5
	3級から5級まで	100分の5.7
	6级以上	100分の7.2
教育職給料表	1級	100分の3.5
	2級	100分の3.5又は 100分の5.7
	3级以上	100分の7.2
医療職給料表	1級	100分の3.5

	2級から4級まで	100分の5.7
	5級	100分の7.2

2 特例期間においては、給与条例に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 管理職手当 当該職員の管理職手当の月額に100分の10を乗じて得た額

(2) 給与条例第25条第1項から第4項までの規定により支給される給料
当該職員に適用される次のアからウまでに掲げる規定の区分に応じ、当該アからウまでに定める額

ア 給与条例第25条第1項 前項及び前号に定める額

イ 給与条例第25条第2項又は第3項 前項に定める額に100分の80を乗じて得た額

ウ 給与条例第25条第4項 前項に定める額に同条第4項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

3 特例期間においては、給与条例第10条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給与条例第18条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。この場合において、同条第2項の規定の適用については、同項中「前項の規定」とあるのは「関市職員の給与の臨時特例に関する条例（平成25年関市条例第 号）第2条第3項の規定」と、「前項に定める」とあるのは「同項に定める」とする。

4 特例期間においては、給与条例附則第17項の規定の適用を受ける職員に対する第1項、第2項第2号及び前項の規定の適用については、第1項中「給料月額に」とあるのは「給料月額から給与条例附則第17項第1号に定める額に相当する額を減じた額に」と、第2項第2号ア中「前項及び前号」とあるのは「第4項の規定により読み替えられた前項及び前号」と、同号イ及びウ中「前項」とあるのは「第4項の規定により読み替えられた前項」と、前項中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から給与条例附則第1

9項の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。

(関市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の特例)

第3条 特例期間においては、関市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年関市条例第3号）第16条の規定により職員が介護休暇の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第10条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、関市職員の給与の臨時特例に関する条例（平成25年関市条例第 号）第2条第3項（同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

(関市職員の育児休業等に関する条例の特例)

第4条 特例期間においては、関市職員の育児休業等に関する条例（平成4年関市条例第2号）第22条の規定の適用については、同条中「給与条例第18条」とあるのは、「関市職員の給与の臨時特例に関する条例（平成25年関市条例第 号）第2条第3項（同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

(単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の特例)

第5条 特例期間においては、単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和33年関市条例第22号）第3条に規定する特殊性及び実態を考慮して定める職員の給与の給料月額、関市職員の給与の臨時特例に関する条例（平成25年関市条例第 号）第2条第1項に定める割合を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額とする。

(関市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の特例)

第6条 特例期間においては、関市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年関市条例第28号）第3条の給料表の適用を受ける企業職員の給与の特例については、第2条及び前条に規定する職員の給与の例による。

(端数計算)

第7条 この条例の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。